

## 川崎市役所新本庁舎情報発信コーナー（議会分）映像等制作業務仕様書（企画提案用）

この仕様書は、企画提案用に発注者が想定している内容を示したものです。  
最終的な仕様書は受託者決定後、その企画提案内容を考慮し、川崎市が作成します。

### 1 委託件名

川崎市役所新本庁舎情報発信コーナー（議会分）映像等制作業務委託

### 2 目的

令和5年3月竣工予定の川崎市役所新本庁舎超高層棟1F情報発信コーナー（床面積：約50㎡）は、川崎市政の最新情報や未来に向けたメッセージの発信をテーマとしており、行政や議会への来訪者の大部分が通行するエントランスロビーという場所の特性を活かし、市政の機能、意義、最新情報等を、ブランドメッセージを踏まえて紹介、説明するため、空間演出やパネル展示、デジタルサイネージでの映像投影を行う予定である。

本業務では、上記のテーマに即して、市議会分として予定されたデジタルサイネージでの情報発信を行うため、川崎市議会の役割や活動の紹介、川崎市議会の歴史の紹介や、開かれた議会への取組の案内を通じて、来庁者の市議会の意義や取組への理解を深め、議会活動への関心を高めることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

### 4 業務内容

川崎市役所新本庁舎超高層棟1F情報発信コーナー内のデジタルサイネージに送出する映像及びスライドの企画立案及び制作を行う。

企画立案及び制作にあたっては、「市民に開かれた議会」（川崎市議会基本条例前文）をコンセプトとして、市庁舎を訪れる不特定多数の流動的な人々に訴求する視覚表現を工夫し、公共情報としてのコンプライアンスに十分に配慮して行う。

なお、制作物はサイネージに出力する他、市議会ホームページや公共交通機関のスポットCM、公共空間のデジタルサイネージ等にも公開できるものとする。

川崎市議会局が市議会に関する資料を提供するほか、制作時に使用するイラスト等は受託者が作画または用意する。

#### （1）サイネージ出力用映像の制作

ア 本数：4～5本程度

イ 長さ：15秒から5分程度（長さは議会局と協議の上、決定する）

※1本は新庁舎の詳しい紹介動画として市ホームページでも掲載できるよう、5分程度のものを制作する。

ウ 納品形式：制作した動画を格納したDVD等媒体（10枚）。なお動画形式については、本市の求めに応じ、臨機応変に対応すること。

エ テーマ

(7) 新庁舎の紹介を含めた市議会案内動画

- (イ) 傍聴の仕方の案内動画
- (ロ) 議会の仕組みの紹介動画
- (エ) その他、川崎市議会の魅力や取組を発信する動画（川崎市議会の歴史の案内、川崎市議会の取組の紹介等）

オ その他

1本あたり、音声ありと音声なし（字幕付き）の2パターンを制作すること

(2) サイネージ出力用スライドの制作

制作にあたっては、職員による更新作業が容易に行えるようにすること。

ア 制作物

市議会議員の紹介（全市、区別）、市議会の役割、クイズ、市議会アーカイブ等

イ 納品形式：Microsoft PowerPoint

ウ 音 声：なし

5 制作上の注意

- (1) テーマや構成については、発注者と協議の上、決定すること。また、進捗状況を綿密に発注者に報告し、発注者の必要に応じて、制作状況について報告及び資料を提供すること。
- (2) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、発注者の承認を得ること。
- (3) 本業務にかかる撮影、編集、報告等の一切の経費（物品調達、技術者謝礼、交通費、各種データ費等）はすべて事業費（契約金額）に含むこと。
- (4) 本業務にあたって十分な経験を有するものを総括責任者として定めること。

6 その他

(1) 著作権、所有権

成果物等の著作権、所有権等は川崎市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有する。

(2) 契約不適合責任

業務完了検査の結果、成果物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあることが発見されたときは、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。